

居住支援特別手当について

2025（令和 7）/05/01

社会福祉法人楽友会

「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し、当法人では、昨年度に引き続き本補助金にかかる申請を行い、令和 7 年 4 月 30 日に本補助金の振込がなされました。以下のとおりのスケジュール及び内容で該当する職員に支給いたします。

○令和 7 年 5 月給与～令和 8 年 3 月給与にて居住支援特別手当として

月額 10,000 円（介護職員で勤務年数該当要件を満たすものは月額 20,000 円）

※注） 勤務年数要件により金額が途中で変わる方もいます。

○令和 7 年 4 月分（1 か月分の遡及居住支援特別手当として）

令和 7 年 6 月賞与支給時に居住支援特別手当として支給いたします。

なお、本居住支援特別手当は勤務時間数や業務内容などの細かな支給要件があるため下記事業所に勤務する場合でも該当にならない方もいらっしゃいますのでご承知おきください。

本居住支援特別手当は給与規程別表 3 にて定められているとおり、支給決定日に在籍がないもの及び長期休業者には支払いはなされません。

なお、本補助金は、東京都より入金があることを前提に支給するため、東京都より入金がされない場合は、法人で支給保証するものではありません。

本補助金の要件を満たす事業所

- ・ 特別養護老人ホーム白楽荘
- ・ 白楽荘デイサービスセンター
- ・ 白楽荘居宅介護支援事業所
- ・ 多摩市多摩センター地域包括支援センター
- ・ 八王子市あんしん相談センター由木東